

○豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例施行規則

制定 平成19年3月29日 規則第3号

改正 平成20年3月6日 規則第1号
平成24年3月30日 規則第4号
平成24年7月6日 規則第10号
平成27年3月24日 規則第3号
平成27年11月16日 規則第4号
平成28年7月22日 規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例（平成18年組合条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(条例第4条第2項ただし書の規定の適用に係る個人情報の告示)

第3条 実施機関は、条例第4条第2項ただし書の規定により、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、同項各号に掲げる個人情報を収集し、保有し、又は利用するときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。ただし、特定の個人が識別される場合その他特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 事務事業の種類
- (2) 所管する課等（豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例施行規則（昭和38年組合規則第2号）第2条第1項に規定する課及び他の実施機関にあっては課に相当する事務組織をいう。以下同じ。）の名称
- (3) 収集、保有又は利用を必要とする理由
- (4) 個人情報の項目

(本人外収集に係る書面による同意)

第4条 条例第5条第2項第1号の規定による本人の同意は、書面によるものとする。ただし、緊急その他やむを得ないときは、口頭によることができる。この場合においては、その旨を記録しなければならない。

(条例第5条第2項第7号の規定の適用に係る個人情報の告示)

第5条 実施機関は、条例第5条第2項第7号の規定の適用に係る個人情報について、特定の個人が識別される場合その他特に必要がないと認める場合を除き、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 事務事業の名称
- (2) 所管する課等の名称
- (3) 収集を必要とする理由

(4) 個人情報の項目

(個人情報の収集の通知)

第6条 条例第5条第3項の規定による本人への通知は、個人情報収集通知書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ないときは、口頭によることができる。この場合においては、その旨を記録しなければならない。

(管理責任者の設置等)

第7条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理を行うため、個人情報保護管理責任者（以下「管理責任者」という。）を設置しなければならない。

2 管理責任者は、個人情報の収集、保有及び利用（以下「収集等」という。）を適正に管理し、当該収集等について所属職員を指導し、及び監督しなければならない。

3 実施機関は、管理責任者を課等の長をもって充てるものとする。

(パーソナルコンピュータ等に係る保有個人情報の適正管理)

第8条 パーソナルコンピュータ、ワードプロセッサ等により保有個人情報を処理する実施機関は、フロッピーディスク等の記録媒体の保管その他これらの機器に係る保有個人情報の安全確保の措置を講じ、保有個人情報を適正に管理しなければならない。

(処理委託における適正管理)

第9条 実施機関は、保有個人情報に関する処理業務を委託するときは、次に掲げる事項を当該委託契約書に明記しなければならない。

- (1) 保有個人情報の漏えい防止及び事故防止に関する事項
- (2) 受託者に対する条例の守秘義務規定及び保有個人情報の保護義務規定に関する事項
- (3) 適正処理に関する事項
- (4) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (5) 保有個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
- (6) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (7) 前各号に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項

2 実施機関は、前項各号に定めるもののほか、必要に応じ当該委託契約において保有個人情報の保護に関し、覚書その他の書類の取交し等の措置を講じなければならない。

(目的外利用に係る適正管理)

第10条 条例第10条第2項又は第12条の2第2項の規定により保有個人情報又は保有特定個人情報の目的外利用をしようとする課等の長は、当該保有個人情報又は当該保有特定個人情報を所管する課等の長に保有個人情報目的外利用申請書（第2号様式）を提出しなければならない。ただし、緊急その他特にやむ

を得ないと認めるときは、口頭によることができる。

- 2 前項の申請があったときは、当該申請に係る保有個人情報又は保有特定個人情報を所管する課等の長は、その可否を決定し、保有個人情報目的外利用可否決定通知書（第3号様式）により当該申請をした課等の長に通知するものとする。ただし、前項ただし書の場合は、この限りでない。
- 3 前2項の場合において、課等の長は、それぞれ当該保有個人情報又は当該保有特定個人情報の収集又は目的外利用が条例に適合するものであることを明らかにしなければならない。
- 4 第1項ただし書及び第2項ただし書の場合において、当該保有個人情報又は当該保有特定個人情報を所管する課等の長は、その旨及び当該目的外利用が条例に適合するものである旨を記録しなければならない。

（目的外利用等に係る書面による同意）

第11条 条例第10条第2項第1号の規定による本人の同意は、書面によるものとする。ただし、緊急その他やむを得ないときは、口頭によることができる。この場合においては、その旨を記録しなければならない。

（条例第10条第2項第6号の規定の適用に係る保有個人情報の告示）

第12条 実施機関は、条例第10条第2項第6号の規定の適用に係る保有個人情報について、特定の個人が識別される場合その他特に必要がないと認める場合を除き、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 事務事業の名称
- (2) 所管する課等の名称
- (3) 目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）を必要とする理由
- (4) 保有個人情報の項目

（目的外利用等の通知）

第13条 条例第10条第4項又は第12条の2第3項の規定による本人への通知は、保有個人情報目的外利用等通知書（第4号様式）により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ないときは、口頭によることができる。この場合においては、その旨を記録しなければならない。

（組合規則で定める事項の記録）

第14条 条例第10条第5項又は第12条の2第4項の組合規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 目的外利用等の年月日
- (2) 目的外利用等に係る保有個人情報の本人の氏名
- (3) 目的外利用等に係る保有個人情報の内容
- (4) 目的外利用等の根拠及び理由
- (5) その他管理者が必要と認める事項

- 2 目的外利用等の保有個人情報又は保有特定個人情報が多量の場合その他やむ

を得ない場合には、前項第2号に掲げる事項については事務事業の名称、同項第3号に掲げる事項については個人情報の項目によることができる。この場合においては、当該保有個人情報又は当該保有特定個人情報の量その他の事項を記録しなければならない。

- 3 条例第10条第5項又は第12条の2第4項の規定に基づく第1項各号に掲げる事項の記録は、保有個人情報目的外利用等記録簿（第5号様式）によるものとする。

（外部提供に係る適正管理）

第15条 実施機関は、条例第10条第2項の規定により保有個人情報の外部提供を行うときは、法令等に報告、通知等の手続が定められているときを除き、当該外部提供を受けようとする者にあらかじめ保有個人情報外部提供申請書（第6号様式）を提出させなければならない。ただし、緊急その他特にやむを得ないと認めるときは、口頭によることができる。

- 2 実施機関は、国、他の地方公共団体から申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、他の様式によることができる。

- 3 第1項の申請があったときは、実施機関は、その可否を決定し、第1項ただし書の場合を除き、保有個人情報外部提供可否決定通知書（第7号様式）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、実施機関は、次に掲げる事項について許可の条件を付し、及び当該条件に違反した場合における許可の取消し、提供に係る保有個人情報の返還その他必要な事項を当該通知書に記載しなければならない。

- (1) 外部提供を受けた個人情報の漏えい防止及び事故防止に関する事項
- (2) 外部提供を受けた個人情報の使用目的以外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (3) 外部提供を受けた個人情報の複製及び複製の禁止に関する事項
- (4) 外部提供を受けた個人情報の使用の停止に関する事項
- (5) 外部提供を受けた個人情報の返還義務又は廃棄義務に関する事項
- (6) その他外部提供を受けた個人情報の保護に関し必要と認める事項

（個人情報ファイルの届出等）

第16条 条例第15条第1項第6号に規定する組合規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報ファイルを設置する課等の名称
- (2) 個人情報ファイルの記録形態
- (3) 個人情報ファイルの設置予定年月日
- (4) その他管理者が必要と認める事項

- 2 条例第15条第1項の規定による届出は、個人情報ファイル設置届出書（第8号様式）により行うものとする。

- 3 条例第15条第2項第4号に規定する組合規則で定める個人情報ファイルは、

職員が専ら統計の用に供するため作成し、又は取得する簡易な個人情報ファイルとする。

4 条例第15条第3項の規定による届出は、個人情報ファイル（廃止・変更）届出書（第9号様式）により行うものとする。

5 条例第15条第4項の組合規則で定める事項は、同条第1項第1号から第5号までに掲げる事項とする。

（個人情報ファイル目録）

第17条 条例第15条第5項の規定に基づいて作成する個人情報ファイルの目録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 届出番号
- (2) 個人情報ファイルの名称
- (3) 記録の対象となる個人の範囲
- (4) 設置する課等の名称
- (5) その他管理者が定める事項

2 前項に規定する個人情報ファイルの目録は、個人情報ファイル目録（第10号様式）とする。

3 実施機関は、前項の個人情報ファイル目録を市民の閲覧に供するため、総務課に備え置くものとする。

（未成年者の同意）

第18条 条例第16条第2項ただし書の規定による本人の同意は、書面によるものとする。ただし、法定代理人が開示請求を行う場に本人が同席する場合その他実施機関が書面による必要がないと認める場合は、口頭によることができる。この場合においては、その旨を記録しなければならない。

（開示請求の手続等）

第19条 条例第17条第1項第3号の組合規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示の方法の区分
- (2) その他管理者が定める事項

2 条例第17条第1項に規定する請求書は、自己情報開示請求書（第11号様式）とする。

3 開示請求をしようとする者は、次の各号に掲げるいずれかの書類を提示し、又は提出することにより、本人又は法定代理人本人であることを明らかにしなければならない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による運転免許証又は運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による在留カード
- (3) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者証明書

- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）による旅券
 - (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳
 - (6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳カード（写真付カードに限る。）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）による個人番号カード
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認めるもの
- 4 開示請求が法定代理人によるものであるときは、当該法定代理人は、法定代理人であることを証する書面を提示し、又は提出しなければならない。
 - 5 条例第16条第3項の規定により開示請求をしようとする者は、第3項に定めるもののほか、同条第3項各号に掲げる者であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 6 実施機関は、前3項の規定により書類又は書面の提示を受けたときは、当該書類又は書面の写しを自己情報開示請求書とともに保存するものとする。
 - 7 条例第17条第3項の規定による補正の求めは、自己情報開示請求書の補正通知書（第12号様式）により行うものとする。
 - 8 実施機関は、条例第17条第4項の規定により代理人による開示請求を認める場合は、同項に規定する開示請求を認めるに足りる要件を証する書類の提示又は提出を求めるものとする。この場合において、当該書類の提示又は提出がなかったときは、開示請求を認めることができない。
 - 9 実施機関は、条例第17条第5項の規定する代理人による開示請求があった場合は、代理人であることを証する書面の提示又は提出を求めるものとする。この場合において、実施機関は、必要に応じて本人に対し、開示請求の意思を確認するとともに、開示請求に係る行政文書の内容を説明するものとする。
 - 10 第6項の規定は、前2項の場合において準用する。
（自己情報開示決定通知書等）

第20条 条例第22条第1項に規定する組合規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示の方法
 - (2) 開示の日時
 - (3) 開示の場所
- 2 条例第22条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 自己情報の開示をするとき 自己情報開示決定通知書（第13号様式）
 - (2) 自己情報の一部の開示をするとき 自己情報部分開示決定通知書（第14号様式）
 - 3 条例第22条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 自己情報の開示をしないとき（次号及び第3号に掲げるときを除く。）

自己情報不開示決定通知書（第15号様式）

(2) 条例第21条の規定により開示請求を拒否するとき 開示請求に係る自己情報存否応答拒否決定通知書（第16号様式）

(3) 自己情報の開示の請求に係る自己情報を保有していないとき 自己情報不存在による不開示決定通知書（第17号様式）

4 条例第22条第3項の組合規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 自己情報の一部を開示するとき及び自己情報の全部を開示しないとき（次号に掲げるときを除く。） 開示請求に係る自己情報の開示予定時期（決定の日から1年以内に開示することができるものに限る。）

(2) 条例第21条の規定により開示請求を拒否するとき 開示請求を拒否した理由がなくなる予定時期（決定の日から1年以内に拒否した理由がなくなるものに限る。）

（自己情報開示決定等期間延長通知書）

第21条 条例第23条第2項に規定する書面は、自己情報開示決定等期間延長通知書（第18号様式）とする。

（自己情報開示決定等期間特例延長通知書）

第22条 条例第24条第1項に規定する書面は、自己情報開示決定等期間特例延長通知書（第19号様式）とする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第23条 条例第25条第1項に規定する組合規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開示請求があった日

(2) 開示請求に係る自己情報に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第25条第1項の規定により第三者（同項に規定する第三者をいう。）に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（第20号様式）により行うものとする。

3 条例第25条第2項に規定する組合規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開示請求があった日

(2) 条例第25条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(3) 開示請求に係る自己情報に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 条例第25条第2項に規定する書面は、意見照会書（第21号様式）とする。

5 第2項及び前項の意見照会書には、自己情報開示決定等に係る意見書（第22号様式）を添付するものとする。

6 条例第25条第3項に規定する書面は、自己情報開示決定に係る通知書（第23号様式）とする。

（自己情報の開示の実施）

第24条 条例第26条第2項に規定する組合規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取又は録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付。ただし、次に掲げる方法が容易であるときは、当該方法により行うことができる。

ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

イ 当該電磁的記録をフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 自己情報を閲覧し、聴取し、又は視聴する者は、当該自己情報の記録された行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱い、関係職員の指示に従わなければならない。

3 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、自己情報の閲覧、聴取若しくは視聴を拒み、又は自己情報の閲覧、聴取若しくは視聴の中止を命ずることができる。

4 自己情報の写し等の交付部数は、請求1件について1部とする。

（開示請求の特例）

第25条 実施機関は、条例第27条の規定により簡易な方法による開示をすることができる保有個人情報を定めたときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

（写し等の交付に要する費用）

第26条 条例第28条第2項に規定する写し等の作成及び送付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

（訂正請求等の手続等）

第27条 条例第31条第1項第4号又は第41条第1項第4号の組合規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 請求の内容の区分
- (2) その他管理者が定める事項

2 条例第31条第1項又は第41条第1項に規定する請求書は、自己情報訂正等請求書（第24号様式）とする。

3 第19条第3項から第10項までの規定は、訂正請求又は削除等請求（以下「訂正請求等」という。）の手續において準用する。この場合において、同条第7項中「自己情報開示請求書の補正通知書（第12号様式）」とあるのは、「自己情報訂正等請求書の補正通知書（第25号様式）」と読み替えるものとする。

（自己情報訂正等決定通知書等）

第28条 条例第35条第1項又は第45条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 自己情報の訂正又は削除等（以下「訂正等」という。）をするとき 自己情報訂正等決定通知書（第26号様式）
- (2) 自己情報の一部の訂正等をするとき 自己情報部分訂正等決定通知書（第27号様式）

2 条例第35条第2項又は第45条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 自己情報の訂正等をしないとき（次号及び第3号に掲げるときを除く。）
自己情報不訂正等決定通知書（第28号様式）
- (2) 条例第34条又は第44条の規定により訂正請求等を拒否するとき 訂正請求等に係る自己情報存否応答拒否決定通知書（第29号様式）
- (3) 自己情報の訂正等の請求に係る自己情報を保有していないとき 自己情報不存在による不訂正等決定通知書（第30号様式）

（自己情報訂正等決定等期間延長通知書）

第29条 条例第36条第2項又は第46条第2項に規定する書面は、自己情報訂正等決定等期間延長通知書（第31号様式）とする。

（自己情報訂正等決定等期間特例延長通知書）

第30条 条例第37条第1項又は第47条第1項に規定する書面は、自己情報訂正等決定等期間特例延長通知書（第32号様式）とする。

（訂正等の通知）

第31条 条例第38条第2項又は第48条第2項の規定による請求者への通知は、自己情報訂正等措置通知書（第33号様式）により行うものとする。

（外部提供先への訂正の通知）

第32条 条例第39条の規定による外部提供先への通知は、自己情報訂正通知書（第34号様式）により行うものとする。

（苦情の申出の手續等）

第33条 条例第49条第1項の規定による苦情の申出は、次に掲げる事項を記載した苦情申出書を提出して行わなければならない。

- (1) 苦情を申し出る者の氏名及び住所
- (2) 苦情申出に係る自己に関する個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 苦情の趣旨及び理由
- (4) その他管理者が定める事項

2 実施機関は、条例第49条第3項の規定により是正措置を講じたとき及び同条第4項の規定によりその取扱いを決定したときは、苦情を申し出た者に対し、書面によりその内容を通知するものとする。

(諮問をした旨の通知)

第34条 条例第51条の規定による通知は、審査会諮問通知書（第35号様式）により行うものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知)

第35条 条例第52条において準用する条例第25条第3項の規定による通知は、審査請求に係る自己情報開示決定通知書（第36号様式）により行うものとする。

(運用状況の公表の方法)

第36条 条例第54条の規定による公表は、告示により行うものとする。

(委任)

第37条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月6日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月6日規則第10号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日規則第3号抄)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月16日規則第4号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月22日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

1 写し等の作成に要する費用の額

方 法	規 格	金 額
乾式複写機による作成	日本工業規格A列3番まで	1枚につき10円
録音カセットテープへの複写による作成	記録時間120分	1巻につき170円
ビデオカセットテープへの複写による作成	VHS方式 記録時間120分	1巻につき360円
フロッピーディスクへの複写による作成	3.5インチ	1枚につき40円
光ディスクへの複写による作成	直径120ミリメートル 650メガバイト	1枚につき170円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を1枚として計算する。
- 2 乾式複写機による作成について、日本工業規格A列3番を超える大きさの規格を用いた場合の費用の額は、管理者が別に定める。
- 3 この表の左欄に掲げる方法以外の方法による写し等の作成に要する費用の額は、管理者が別に定める。

2 写し等の送付に要する費用の額

- (1) 方法 郵便
- (2) 金額 郵便料金の額

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例施行規則

第1号様式

第 号
年 月 日

個人情報収集通知書

様

実施機関名 _____ 印
(担当課)
(連絡先) () -

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第5条第2項第 号の規定により、次のとおりあなたの情報を収集しましたので、同条第3項の規定により通知します。

収集した年月日	年 月 日
収集先	
個人情報の内容	
個人情報を利用する目的	
本人外収集する理由	
審査会の承認	年 月 日 承認済
備考	

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例施行規則

第2号様式

第 号
年 月 日

保有個人情報目的外利用申請書

(設置課) 豊中市伊丹市クリーンランド

課 様

豊中市伊丹市クリーンランド 課

(利用課長名)

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を目的外利用したいので申請します。

個人情報ファイル又は行政文書の名称	届出番号

保有個人情報の内容	
利用目的	
該当する根拠条項	豊中市伊丹市クリーンランドが保有する個人情報の保護に関する条例 第10条第2項第 号を適用 法令等 ()
記録形態等	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 ()
	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 電算組織の利用 <input type="checkbox"/> 小型電算の利用) <input type="checkbox"/> 無
利用開始予定年月日	年 月 日

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例施行規則

第3号様式

第 号
年 月 日

保有個人情報目的外利用可否決定通知書

(利用課) 豊中市伊丹市クリーンランド

課 様

豊中市伊丹市クリーンランド 課

(設置課長名)

年 月 日付けで申請のあった保有個人情報の目的外利用については、次のとおり決定しましたので、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 可 (豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例 第10条第2項第 号を適用) <input type="checkbox"/> 否
個人情報ファイル又は行政文書の名称	届 出 番 号
保有個人情報の内容	
利用目的	
利用の条件	
不承認の理由	

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例施行規則

第4号様式

第 号
年 月 日

保有個人情報目的外利用等通知書

様

実施機関名 _____ 印
(担当課)
(連絡先) () -

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第10条第2項第 号の規定により、次のとおりあなたの情報を（目的外利用・外部提供）しますので、同条第4項の規定により通知します。

実施年月日	年 月 日
目的外利用をする 保有個人情報の保管課	
外部提供先	
目的外利用等をする保有個人情報の内容	
目的外利用等をする理由	
審査会の承認	年 月 日 承認済
備考	

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例施行規則

第5号様式

年 月 日

保有個人情報目的外利用等記録簿

豊中市伊丹市クリーンランド 課

個人情報ファイル又は行政文書の名称						
区	分	<input type="checkbox"/> 目的外利用	<input type="checkbox"/> 外部提供			
実施年月日又は時期	年 月 日から		年 月 日			
利用先又は提供先						
保有個人情報の本人の氏名 又は事務事業の名称						
保有個人情報の内容又は項目及び対象情報の量等						
該当する根拠条項	豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例 第10条第2項第 号適用 法令等 () ()					
目的外利用等をした理由						
備 考		供 覧	係	係長	課長補佐	課長

第6号様式

年 月 日

保有個人情報外部提供申請書

様

(申請者) 住 所 (所在地) _____

氏 名 (名 称) _____

(代 表 者 氏 名) _____

電 話 番 号 () - _____

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例施行規則第15条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の外部提供を受けたいので申請します。

個人情報ファイル又は行政文書の名称	
保有個人情報の内容	
業務名及び使用目的並びに使用方法	
管 理 方 法	
記 録 形 態 等	<input type="checkbox"/> 文 書 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 ()
	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
利用開始希望年月日	年 月 日

第7号様式

第 号
年 月 日

保有個人情報外部提供可否決定通知書

様

実施機関名 _____ 印
(担当課)
(連絡先) () -

年 月 日付けで申請のあった保有個人情報の外部提供については、次のとおり決定しましたので、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例施行規則第15条第3項の規定により通知します。

決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
個人情報ファイル又は行政文書の名称	
保有個人情報の内容	
外部提供の条件	
不承諾の理由	

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例施行規則

第8号様式

第 年 月 日 号

個人情報ファイル設置届出書

豊中市伊丹市クリーンランド管理者 様

実施機関名 _____
設置課 _____

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報ファイルの名称							届出番号	
利用目的								
個人情報の項目	戸籍事項等	思想信条等	経歴能力等	家庭生活等	資産財産等	心身状況等	その他	
	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍本籍 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 家族続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻関係 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 思想信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 能力成績 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 給付 <input type="checkbox"/> 助成 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産内容 <input type="checkbox"/> 課税額 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 障害程度 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
記録の対象となる個人の範囲						対象人数・世帯等の概数		
記録形態等	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 ()							
	電子計算機処理 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 電算組織の利用 <input type="checkbox"/> 小型電算の利用) <input type="checkbox"/> 無							
設置予定年月日	年 月 日							
収集方法等	<input type="checkbox"/> 本人から <input type="checkbox"/> 本人外から (<input type="checkbox"/> 他部局から <input type="checkbox"/> 外部から)							
	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 申告書 <input type="checkbox"/> 届出書 <input type="checkbox"/> その他 ()							
収集時期	<input type="checkbox"/> 定期 () <input type="checkbox"/> 随時							
処理欄								

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例施行規則

第9号様式

第 号
年 月 日

個人情報ファイル（廃止・変更）届出書

豊中市伊丹市クリーンランド管理者 様

実施機関名 _____
設 置 課 _____

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第15条第3項の規定により、次のとおり（廃止・変更）の届出をします。

個人情報ファイルの名称		届出番号	

廃止・変更年月日	年 月 日		
廃止・変更しようとする理由			

変 更 す る 項 目	変 更 前	変 更 後	
	_____	_____	
処 理 欄	_____		

個人情報ファイナル目録
豊中市伊丹市クリーンランド課

届出番号	個人情報ファイナルの名称	記録の対象となる個人の範囲	設置する課等の名称	項目又は内容

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例施行規則

第12号様式

第 号
年 月 日

自己情報開示請求書の補正通知書

様

実施機関名 _____ 印

あなたが 年 月 日付けで提出された自己情報開示請求書は、次のとおり不備がありますので、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第17条第3項の規定により補正を求めます。

補正をする事項	
提出期限	年 月 日
添付書類	
補正書提出先 (担当課)	所在地 〒
	担当課
	電話

注 提出期限までに補正ができない場合は、豊中市伊丹市クリーンランド総務課（電話 06-6841-5395）又は担当課まで申し出てください。

第13号様式

第 号
年 月 日

自己情報開示決定通知書

様

実施機関名 _____ 印
(担当課)
(連絡先) () -

年 月 日付けで請求のあった自己情報の開示については、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

個人情報の本人の氏名及び住所（代理人又は相続人等による請求の場合のみ記入）	
個人情報の内容	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 []
開示の日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
開示の場所	

注1 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 当日都合の悪い場合その他開示等についてのお問い合わせは、豊中市伊丹市クリーンランド総務課（電話 06-6841-5395）又は担当課までご連絡ください。

第14号様式

第 年 月 日

自己情報部分開示決定通知書

様

実施機関名
(担当課)
(連絡先) () -



年 月 日付けで請求のあった自己情報の開示については、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

個人情報の本人の氏名及び住所（代理人又は相続人等による請求の場合のみ記入）	
個人情報の内容	
〔根拠〕豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例の該当条項 〔開示できない部分及び理由〕	
※開示予定時期	年 月
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
開示の日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
開示の場所	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に.....に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市伊丹市クリーンランドを被告として（訴訟において豊中市伊丹市クリーンランドを代表する者は.....となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 注1 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 当日都合の悪い場合その他開示等についてのお問い合わせは、豊中市伊丹市クリーンランド総務課（電話06-6841-5395）又は担当課までご連絡ください。
 - 3 ※は、1年以内に開示可能な場合にその予定時期を記載していますので、改めて請求される場合は、事前に担当課にお問い合わせください。

第15号様式

第 年 月 日

自己情報不開示決定通知書

様

実施機関名.....
(担当課)
(連絡先) () -

年 月 日付けで請求のあった自己情報の開示については、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第22条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

個人情報の本人の氏名及び住所（代理人又は相続人等による請求の場合のみ記入）	
個人情報の内容	
〔根拠〕 豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例の該当条項 〔開示できない理由〕	
※開示予定時期	年 月

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に.....に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市伊丹市クリーンランドを被告として（訴訟において豊中市伊丹市クリーンランドを代表する者は.....となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 ※は、1年以内に開示可能な場合にその予定時期を記載していますので、改めて請求される場合は、事前に担当課にお問い合わせください。

第16号様式

第 年 月 日

開示請求に係る自己情報存否応答拒否
決定通知書

様

実施機関名.....

年 月 日付けで開示請求のあった自己情報の開示については、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第22条第2項の規定により、次のとおり自己情報の開示請求を拒否することと決定しましたので通知します。

自己情報開示請求書に記載された個人情報の内容	
開示請求を拒否する理由	
※拒否理由がなくなる予定時期	年 月
担当課	電話

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に.....に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市伊丹市クリーンランドを被告として(訴訟において豊中市伊丹市クリーンランドを代表する者は.....となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 ※は、1年以内に開示可能な場合にその予定時期を記載していますので、改めて請求される場合は、事前に担当課にお問い合わせください。

第17号様式

第 年 月 日

自己情報不存存在による不開示決定通知書

様

実施機関名.....印
(担当課)
(連絡先) () -

年 月 日付けで請求のあった自己情報の開示については、当該自己情報を保有していないため、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第22条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

自己情報開示請求書に記載された個人情報の内容	
個人情報を保有していない理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に.....に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市伊丹市クリーンランドを被告として(訴訟において豊中市伊丹市クリーンランドを代表する者は.....となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第18号様式

第 号
年 月 日

自己情報開示決定等期間延長通知書

様

実施機関名 _____ 印
(担当課)
(連絡先) () -

年 月 日付けで請求のあった自己情報の開示については、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第23条第2項の規定により、次のとおりその開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

個人情報の本人の氏名及び住所（代理人又は相続人等による請求の場合のみ記入）	
個人情報の内容	
当初の開示決定等の期限	年 月 日
延長後の期間	日間
延長後の開示決定等の期限	年 月 日
延長の理由	

第19号様式

第 号
年 月 日

自己情報開示決定等期間特例延長通知書

様

実施機関名 _____ 印

年 月 日付けで請求のあった自己情報の開示については、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

個人情報の本人の氏名及び住所（代理人又は相続人等による請求の場合のみ記入）	
個人情報の内容	
当初の開示決定等の期限	年 月 日
開示請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間及びその部分	期限 年 月 日
	部 分
残りの自己情報について開示決定等をする期限	年 月 日
豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項を適用する理由	
担 当 課	電 話

第20号様式

第 号
年 月 日

意見照会書

様

実施機関名 _____ 印

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている個人情報について、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定により、自己情報の開示請求がありました。

この個人情報を開示することに関し、ご意見があれば、別紙「自己情報開示決定等に係る意見書」を提出してください。

開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の名 称	
開 示 請 求 が あ っ た 日	年 月 日
開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書に記録されているあなた（貴団体）の情報の内容	
提 出 期 限	年 月 日
提 出 先 (担 当 課)	所在地 〒
	担当課
	電 話

第21号様式

第 年 月 日 号

意見照会書

様

実施機関名 _____ 印

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている個人情報について、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定により、自己情報の開示請求がありました。

この個人情報を開示することに関し、ご意見があれば、別紙「自己情報開示決定等に係る意見書」を提出してください。

開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の名 称	
開示請求があった日	年 月 日
開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書に記録されているあなた（貴団体）の情報の内容	
豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項第 号を適用 〔理由〕
提出期限	年 月 日
提出先 (担 当 課)	所在地 〒
	担当課 電 話

第22号様式

年 月 日

自己情報開示決定等に係る意見書

様

氏 名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住 所（法人その他の団体にあつては事務所等の所在地）

〒

連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の氏名・電話番号）

() -

年 月 日付け で照会のあつた件についての意見
は、次のとおりです。

行政文書の名称	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 開示してもよい。 <input type="checkbox"/> 開示に反対する。
開示決定に反対する場合の理由	

第23号様式

第 年 月 日 号

自己情報開示決定に係る通知書

様

実施機関名.....

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている個人情報について、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり個人情報を開示することと決定しましたので、同条例第25条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の名称	
開示決定をしたあなた（貴団体）の情報の内容及びその理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課	電話

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に.....に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市伊丹市クリーンランドを被告として（訴訟において豊中市伊丹市クリーンランドを代表する者は.....となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 2 4 号様式

年 月 日

自己情報訂正等請求書

様

(請求者) 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 () _____

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第 3 1 条第 1 項又は第 4 1 条第 1 項の規定により、次のとおり自己情報の訂正等を請求します。

1. 請求の内容の区分	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 目的外利用又は外部提供の中止
2. 請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人等 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
3. 個人情報の本人の氏名及び住所（代理人又は相続人等による請求の場合のみ記入）	
4. 個人情報の内容	
5. 訂正等の内容	
6. 任意代理人による請求の場合にあっては、本人が訂正等請求をすることが著しく困難である理由	
請求者の確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
代理権の確認方法	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> その他 ()
処 理 欄	年 月 日受付 (担当課)

- 注 1 請求者本人であることを証する書類を提示又は提出してください。
 2 代理人又は相続人等による請求である場合にあっては、代理権を証する書類又は相続人等であることを証する書類を提示又は提出してください。
 3 請求に係る個人情報が記録されている行政文書又は個人情報ファイルの名称が明らかにできる場合は、4の欄に記入してください。
 4 訂正等の内容については、請求する理由をできるだけ具体的に記入してください。
 5 訂正請求の場合は、訂正すべき個人情報の誤りを証する書類及び訂正内容が正しいものであることを証する書類を添付してください。
 6 任意代理人による請求の場合にあっては、6の欄に記載した内容を証する書類を提示又は提出してください。

第25号様式

第 号
年 月 日

自己情報訂正等請求書の補正通知書

様

実施機関名 _____ 印

あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日付けで提出された自己情報訂正等請求書は、次のとおり不備がありますので、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例（第31条第4項・第41条第3項）の規定により補正を求めます。

補正をする事項	
提出期限	_____ 年 _____ 月 _____ 日
添付書類	
補正書提出先 (担 当 課)	所在地 〒
	担当課
	電 話

注 提出期限までに補正ができない場合は、豊中市伊丹市クリーンランド総務課（電話 06-6841-5395）又は担当課まで申し出てください。

第26号様式

第 号
年 月 日

自己情報訂正等決定通知書

様

実施機関名 _____ 印
(担当課)
(連絡先) () -

年 月 日付で請求のあった自己情報の訂正等については、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例（第35条第1項・第45条第1項）の規定により、次のとおり訂正等を行うことと決定しましたので通知します。

個人情報の本人の氏名及び住所（代理人又は相続人等による請求の場合のみ記入）
個人情報の内容
訂正等の内容

第27号様式

第 年 月 日

自己情報部分訂正等決定通知書

様

実施機関名.....印
(担当課)
(連絡先) () -

年 月 日付けで請求のあった自己情報の訂正等については、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例（第35条第1項・第45条第1項）の規定により、次のとおりその一部の訂正等をするものと決定しましたので通知します。

個人情報の本人の氏名及び住所（代理人又は相続人等による請求の場合のみ記入）
個人情報の内容
訂正等の内容
訂正等をしない部分及び理由

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に.....に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市伊丹市クリーンランドを被告として（訴訟において豊中市伊丹市クリーンランドを代表する者は.....となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第28号様式

第 年 月 日

自己情報不訂正等決定通知書

様

実施機関名 _____ 印
(担当課)
(連絡先) () -

年 月 日付けで請求のあった自己情報の訂正等については、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例（第35条第2項・第45条第2項）の規定により、次のとおり訂正等をしないことと決定しましたので通知します。

個人情報の本人の氏名及び住所（代理人又は相続人等による請求の場合のみ記入）
個人情報の内容
訂正等をしない理由

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に _____ に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市伊丹市クリーンランドを被告として（訴訟において豊中市伊丹市クリーンランドを代表する者は _____ となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第29号様式

第 年 月 日

訂正請求等に係る自己情報存否応答拒否
決定通知書

様

実施機関名.....

年 月 日付けで請求のあった自己情報の訂正等については、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例（第35条第2項・第45条第2項）の規定により、次のとおり自己情報の訂正請求等を拒否することと決定しましたので通知します。

自己情報訂正等請求書に記載された自己情報の名称又は内容	
訂正請求等を拒否する理由	
担当課	電話

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に.....に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市伊丹市クリーンランドを被告として（訴訟において豊中市伊丹市クリーンランドを代表する者は.....となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第30号様式

第 年 月 日
号 日

自己情報不存在による不訂正等決定通知書

様

実施機関名
(担当課)
(連絡先) () -



年 月 日付けで請求のあった自己情報の訂正等については、当該自己情報を保有していないため、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例（第35条第2項・第45条第2項）の規定により、次のとおり訂正等をしないことと決定しましたので通知します。

自己情報訂正等請求書 に 記 載 さ れ た 個 人 情 報 の 内 容	
個人情報を保有して い な い 理 由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に.....に対して審査請求をすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市伊丹市クリーンランドを被告として(訴訟において豊中市伊丹市クリーンランドを代表する者は.....となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第31号様式

第 号
年 月 日

自己情報訂正等決定等期間延長通知書

様

実施機関名 _____ 印
(担当課)
(連絡先) () -

年 月 日付けで請求のあった自己情報の訂正等については、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例（第36条第2項・第46条第2項）の規定により、次のとおりその訂正等決定等の期間を延長しましたので通知します。

個人情報の本人の氏名及び住所（代理人又は相続人等による請求の場合のみ記入）	
個人情報の内容	
当初の訂正等決定等の期限	年 月 日
延長後の期間	日間
延長後の訂正等決定等の期限	年 月 日
延長の理由	

豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例施行規則

第32号様式

第 号
年 月 日

自己情報訂正等決定等期間特例延長通知書

様

実施機関名 _____ 印

年 月 日付けで請求のあった自己情報の訂正等については、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例（第37条第1項・第47条第1項）の規定により、次のとおり訂正等決定等の期間を延長しましたので通知します。

個人情報の本人の氏名及び住所（代理人又は相続人等による請求の場合のみ記入）		
個人情報の内容		
当初の訂正等決定等の期限	年 月 日	
訂正請求等に係る自己情報のうちの相当の部分につき訂正等決定等をする期間及びその部分	期 限	年 月 日
	部 分	
残りの自己情報について訂正等決定等をする期限	年 月 日	
豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第37条第1項又は第47条第1項を適用する理由		
担 当 課	電 話	

第33号様式

第 号
年 月 日

自己情報訂正等措置通知書

様

実施機関名 _____ 印
(担当課)
(連絡先) () -

年 月 日付けで決定しました自己情報の訂正等については、次のとおり措置しましたので、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例（第38条第2項・第48条第2項）の規定により通知します。

個人情報の本人の氏名及び住所（代理人又は相続人等による請求の場合のみ記入）	
個人情報の内容	
訂正等の内容	
実 施 年 月 日	年 月 日

第34号様式

第 号
年 月 日

自己情報訂正通知書

様

実施機関名 _____ 印

あなた（貴団体）に外部提供をしている個人情報について、訂正請求に基づき、次のとおり訂正しましたので、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第39条の規定により通知します。

個人情報の本人の氏名及び住所	
個人情報の内容	
訂正の内容	
実施年月日	年 月 日
担当課	電話

第35号様式

第 号
年 月 日

審査会諮問通知書

様

実施機関名.....

年 月 日付け の自己情報の（開示・訂正・削除等）
の決定等に対する審査請求について、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会に
次のとおり諮問しましたので、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例
第51条の規定により通知します。

請求に係る個人情報 が記録されている 行政文書の名称	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
担 当 課	電 話

第36号様式

第 号
年 月 日

審査請求に係る自己情報開示決定通知書

様

実施機関名.....

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている個人情報について、次のとおり個人情報を開示することと決定しましたので、豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例第52条において準用する同条例第25条第3項の規定により通知します。

請求に係る個人情報が記録されている行政文書の名称	
開示決定をしたあなた（貴団体）の情報の内容及びその理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課	電 話